

○後志広域連合地域密着型サービス運営委員会設置要綱

〔平成21年3月27日〕
要綱第8号

改正 平成22年4月1日要綱第4号

改正 平成24年12月3日要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置する後志広域連合地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第42条の2第5項及び法第54条の2第5項に規定する地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスの費用の額に関すること。
- (2) 法第78条の2第7項及び法第115条の12第5項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。
- (3) 法第78条の4第6項及び法第115条の14第6項に規定する指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営等に関する基準及び同サービスに係る効果的な支援の方法に関する基準に関すること。
- (4) 前3号のほか、地域密着型サービス等におけるサービスの質の確保及び適正な運営を確保するため広域連合長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 運営委員会は、後志広域連合介護保険運営協議会規則（平成21年規則第8号）第2条に規定する委員（以下「運営協議会委員」という。）をもって構成する。

2 運営委員会の委員の任期は、運営協議会委員の在任期間と同一とする。

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会の会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長がこれに充たる。

(会議の招集)

第5条 会長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、後志広域連合介護保険課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合

長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年要綱第4号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。